

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	社会福祉充実計画の承認		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）	(条項)	第 5 5 条の 2 第 1 項
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	健康福祉部 福祉指導監査課 法人・こどもグループ		
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成 2 9 年雇児発 0 1 2 4 第 1 号・社援発 0 1 2 4 第 1 号・老発 0 1 2 4 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準] 本承認に係る審査基準は、社会福祉法第 5 5 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成 2 9 年雇児発 0 1 2 4 第 1 号・社援発 0 1 2 4 第 1 号・老発 0 1 2 4 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）のとおりとする。 [社会福祉法第 5 5 条の 2 第 1 項] 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。 （後略）			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。